

外国為替市場取引に関する基本方針

この外国為替市場取引に関する基本方針は、外国為替市場における適切な慣行に関する一連のグローバルな原則を示した「グローバル外為行動規範」に基づき、当行がお客さまと外国為替取引を行う際の当行の立場や取引の取扱いについて定めたものです。

なお、本方針は、外国為替取引に適用される法律、規制、およびお客さまとの個別の契約・合意に優先するものではありません。

当行は、「グローバル外為行動規範」に則した外国為替取引を行い、高い水準の業務遂行を維持するための態勢を整備します。

また、当行は外国為替取引において原則として自らがお客さまのお取引の当事者となります。

当行がお客さまのお取引においてご呈示する取引価格には、適度なスプレッドや手数料を付加させていただきますが、そのスプレッドや手数料は、公正かつ合理的な範囲のものとしします。

1. 倫理

当行は、グローバル外為行動規範に則って、外為市場の公正性や健全性を促進すべく、倫理的かつプロフェッショナルに行動するよう取り組んでおります。

2. ガバナンス

当行は、外為市場での活動にかかる責任を明確化し包括的な監督を行い、かつ外為市場への責任ある関与を促進するため、健全で効果的なガバナンス体制を強化いたします。

3. 取引執行

当行は、外国為替取引に関して、誠実性、透明性および公平性をもって取引を執行いたします。

4. 情報共有

当行は、円滑な外為市場の実現のため、分かりやすく正確なコミュニケーションに努め、また情報管理を徹底いたします。

5. リスク管理とコンプライアンス

当行は、外為市場で発生しうるリスクを効果的に特定・管理・報告するための管理・コンプライアンス態勢を強化いたします。

6. 取引確認と決済

当行は、外国為替市場において円滑な決済のための業務プロセスを構築いたします。

株式会社佐賀銀行